

公益財団法人石水博物館ネーミングライツ選定委員会設置要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人石水博物館（以下「当財団」という。）が所有する施設等にネーミングライツを導入するに当たり、ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者を適正かつ公平に選定するため、公益財団法人石水博物館ネーミングライツ選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを取得する民間企業等をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネーミングライツ・パートナーの募集に関すること。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長
- (2) 理事（若干名）
- (3) 事務局長
- (4) 学芸課長
- (5) 財団職員を代表する者
- (6) その他理事長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長には理事長を、副委員長には事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の合議で決する。
- 3 委員長が選定委員会を招集する暇がないと認めるときその他やむを得ない理由があると認めるときは、委員に対する回議をもって会議の議事を決することができる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は令和8年8月1日から施行する。